

『第50回公害紛争処理連絡協議会』について

開催：令和2年10月14日

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会長や審査会事務局との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を開催しています。

今年度の公害紛争連絡協議会は、新型コロナウイルスの感染防止のため、書面開催での基本としつつ、10月14日に試行としてウェブ会議により、38名の参加を得て開催しました。

連絡協議会では、まず、荒井勉 公害等調整委員会委員長からの挨拶の後、公害等調整委員会の常勤委員の紹介、その後、相馬清貴 公害等調整委員会事務局長から公害紛争処理等の概況報告が行われました。本稿では、連絡協議会の概要について御報告いたします。

公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長の荒井でございます。本日は、大変お忙しい中、公害紛争処理連絡協議会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日御参加の皆様方には、日頃より、公害紛争の迅速・適正な解決のために多大の御尽力をいただいておりますこと、また、当委員会の業務に御理解と御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

この連絡協議会につきましては、例年、直接、顔を合わせながら開催させていただいておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面での開催を基本としつつ、試行的に本日ウェブ会議により開催させていただいた次第でございます。

今般の新型コロナの感染拡大は、公害紛争処理制度の運用においても様々な影響を及ぼしているものと承知しております。例えば、公害苦情相談におきましては、在宅時間が増えたこ

とにより、近隣住民との騒音トラブルなどが増加したり、また、調停手続におきましては、現地調査や期日が思うように進められないなど、皆様方におかれましても様々な御苦勞をされているとお聞きしております。

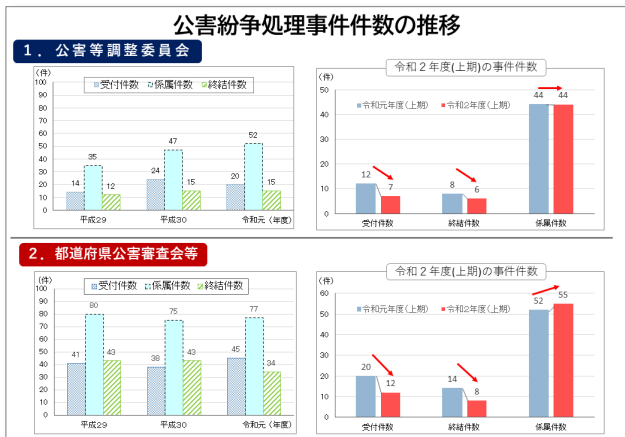


荒井 勉 公害等調整委員会委員長

私ども公調委におきましても、当事者ヒアリングや裁定委員会の打合せをウェブ会議や電話会議で行うほか、期日の開催に当たっても感染防止対策を十分に講じるなど、様々な工夫を行いながら、可能な限り手続に大きな遅れが生じないように努めているところでございます。新型コロナの影響による、こうした対応は言うま

でもなく初めてのことでございまして、公害紛争処理制度を担う都道府県、市区町村の皆様、そして私ども公調委の3者の中で、これまで以上に情報共有を図り、機能的に連携しながら、公害問題の解決に当たっていくことが重要であると考えております。

事件の状況につきましては、後ほど事務局長から、資料に基づきまして詳しく御説明させていただきますけれども、私からも昨今の状況の概略をお伝えいたしますと、令和元年度に公調委が新規に受け付けた公害紛争事件は20件となっております、その新規事件も含めた係属事件件



数は52件、そのうち終結した事件は15件となっております。

全体の傾向としましては、近年ずっと続いているところでございますけれども、近隣店舗の室外機からの騒音など、いわゆる都市型・生活環境型の公害紛争が、引き続き、大半を占めております。その一方で、東京国際空港の飛行経路の見直しに伴う騒音に係る事件ですとか、自動車排出ガスによって気管支ぜんそくに罹患した患者ら約100名による大規模調停事件など、社会性・公共性を有する事件も係属したところでございます。

また、新型コロナウイルスの影響を受けた今年度上半期、4月から9月までの事件数の状況について見ますと、公調委、都道府県ともに、新規の受付件数は前年度と比べて減少しているところでございますが、終結件数についても減少して

いることから、結果的に係属事件件数は昨年度と同水準又は微増の状態となっております。

先ほども触れたところですがけれども、新型コロナウイルスの感染防止のために、在宅時間が長くなることによりまして、騒音などの公害苦情は増加しているとの報道もございまして。このため、調停や裁定などの申請が下半期に増えてくるのか、それとも新型コロナウイルスの影響によって、申請自体も躊躇される状況となってくるのかということにつきましては、今後の推移を見守る必要があるかと考えております。

いずれにしましても、係属している事件件数は昨年と同様に高止まりの状況にございますので、今後、With コロナの状況の中で、いかにして調停や裁定の質を維持しながら、円滑に事件の処理を進めていくのかということにつきましまして、皆様方とも情報交換を図りながら、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

本日のウェブ会議は初めての試みでございますし、内容も限定されたものとなっております。誠に恐縮でございますけれども、公害紛争処理の概況について御報告をさせていただき、皆様方との有益な情報交換ができればと考えております。

また、例年、連絡協議会で行われておりました公害調停の事例紹介や外部有識者による講演につきましては、今後、このようなウェブ会議も活用しながら開催するほか、担当の皆様との勉強会や相談会なども開催し、情報交換を深めてまいりたいと考えておりますので、その際には積極的に御参加いただければと存じます。

最後に、本日の連絡協議会が、公害事件処理を担当する皆様方と私ども双方にとりまして有意義なものとなることを祈念いたしまして、私からの最初の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

公害紛争処理等の概況報告

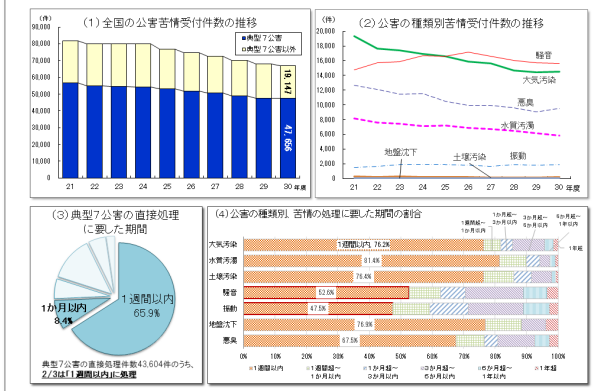
(相馬清貴 事務局長)

I 公害苦情処理の状況

1. 平成 30 年度公害苦情の概況

平成 30 年度の全国の公害苦情相談件数は 7 万件弱となっており、そのうち、典型 7 公害は約 7 割を占める。平成 21 年度以降の推移をみると、全体としては減少が続いているが、典型 7 公害だけに着目すると、平成 30 年度は微増となった。

1. 平成30年度公害苦情の概況



公害の種類別では、典型 7 公害の中では、「騒音」が 3 割以上で最も多く、次いで、「大気汚染」、「悪臭」の順となっており、上位 3 つで全体の約 8 割を占める。

また、典型 7 公害の直接処理に要した期間をみると、苦情の 2/3 は 1 週間以内に、3/4 は 1 か月以内に処理するなど、迅速な対応に努めていただいているところである。

公害の種類別に苦情処理に要した期間を比較してみると、「騒音」及び「振動」については、1 週間以内に直接処理した割合が他に比べて低くなっており、処理に長期間を要する状況が見てとれる。

全体として受付件数は減少しているものの、「騒音」「振動」の件数は概ね横ばい又は微増となっており、これらの苦情処理に長期間を要することを踏まえると、公害苦情処理担当者の

負担は必ずしも減っていないことが推察される。

今後、苦情相談業務を効率的・効果的に行うことができるよう、「騒音」や「振動」などの苦情の対応の好事例を全国で共有するなど、検討していきたい。



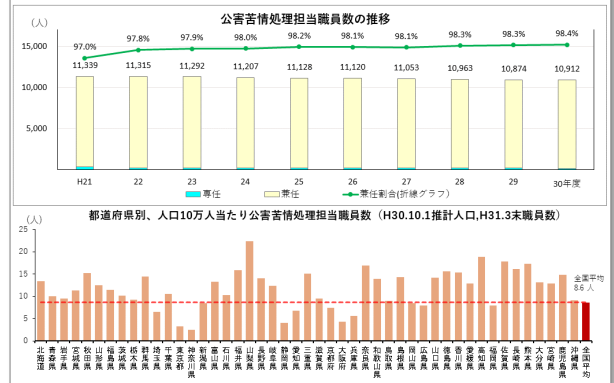
相馬 清貴 事務局長

2. 公害苦情処理担当職員数の状況

次に、公害苦情処理担当職員数については、平成 21 年度以降の推移をみると、大きくは変動していない。ただし、そのほとんどが兼任であり、各自治体において限られた定員のなかで御苦労いただいているものと思われる。

公害苦情相談を担当する職員の不足や、ベテラン職員の退職などにより、苦情相談における技術の伝承が難しくなってきていると聞いており、公調委としては、自治体同士の連携強化や技術の横展開、更には相談担当者の育成など様々な支援を行っていく予定である。

2. 公害苦情処理担当職員数の状況

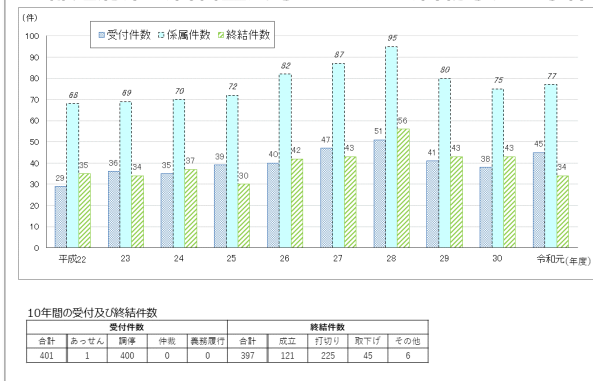


II 公害紛争処理事件の状況

1. 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件

都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件については、令和元年度は新規に45件を受け付け、前年度からのものを含め77件が係属し、34件が終結した。

1. 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件



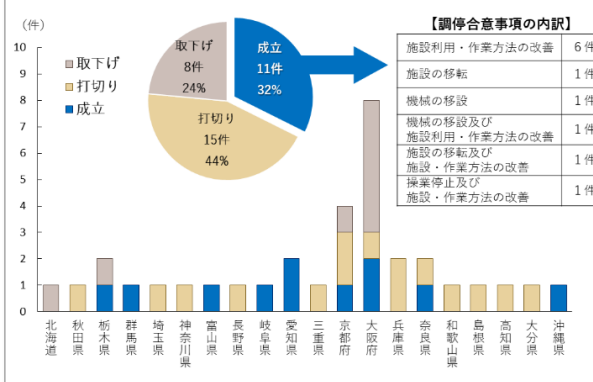
令和元年度の新規受付が前年度よりも増加している一方で、終結件数は減少しており、今年度の新規受付件数にもよるが、係属事件が増える要因となっている。コロナウイルス感染拡大のなかで、いかに手続を進めるかが課題となるものと思われる。

2. 都道府県別事件終結状況

令和元年度に終結した34件の終結状況を見ると、打切りは44%の15件、成立は32%の11件、取下げは24%の8件であった。

また、成立した11件の合意事項の内訳をみると、「施設利用・作業方法の改善」が6件と最も多かった。

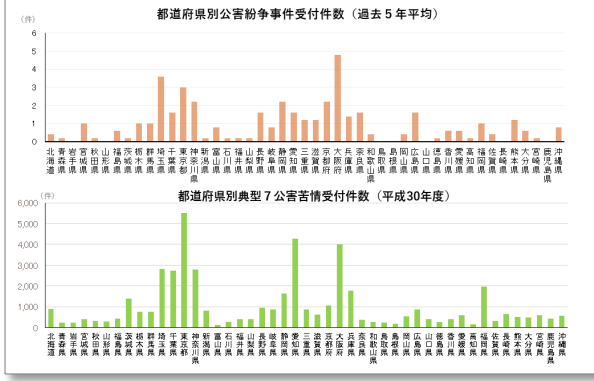
2. 令和元年度 都道府県別事件終結状況



3. 都道府県別公害紛争処理事件受付件数

次に、都道府県別の受付件数を過去5年平均でみると、大阪府、埼玉県、東京都などで多くの件数を受け付けている一方、1件未満の都道府県が相当数ある。そういった県においては、調停委員会の回し方について、ノウハウの継承、蓄積が難しい状況となっていると聞いている。

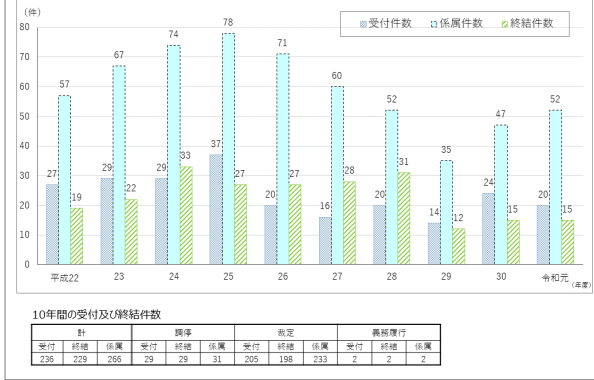
3. 都道府県別公害紛争処理事件受付件数



4. 公調委における公害紛争処理事件

公害等調整委員会における公害紛争処理事件については、令和元年度は、新規に20件を受け付け、前年度からのものを含め52件が係属し、15件が終結した。また、平成22年度から令和元年度の10年間に受け付けたそのほとんどが裁定の申請となっている。

4. 公調委における公害紛争処理事件



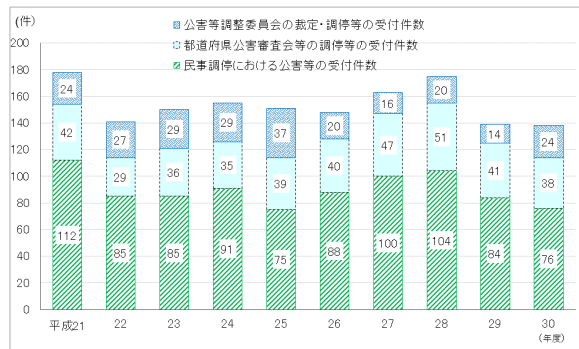
5. 公害紛争 ADR の受付件数

次に、民事調停を含めた公害紛争 ADR 全体の受付件数の10年間の推移をみると、都道府県公害審査会等への申請が毎年約40件程度、当委員会への申請は約20数件程度であるが、

裁判所での民事調停は 90 件程度と最も多くなっている。

公害紛争処理の専門機関として、公害等調整委員会や都道府県公害審査会が設けられていることを踏まえ、市区町村の公害苦情処理との連携や制度の広報に御協力をお願いしたい。

5. 公害紛争ADRの受付件数



(出典) 公調委及び都道府県公害審査会等の受付件数：公害等調整委員会調べ
民事調停における公害等の受付件数：司法統計年報

Ⅲ 公害等調整委員会の取組の状況

1. コロナの影響下における課題の取組

コロナの影響下における課題として、①公害紛争事件手続がこれまでのようにスムーズに行うことが難しいこと、②在宅時間が増えたことにより、近隣住民との騒音トラブルなどが増加しており、公害苦情相談窓口の周知など一層の広報に努める必要があること、③公害紛争・苦情処理の担当職員を対象とした研修会の開催が困難となっており、人材育成が必要なことなどが考えられる。

1. コロナの影響下における課題の取組

- 1 事件手続の円滑な進行**
事件手続の継続、期日における感染防止対策の実施
- 2 公害紛争処理制度の周知・広報**
公害でお困りの方へ必要な情報を提供
- 3 公害紛争・苦情処理担当職員の育成支援**
誌上セミナー、ウェブセミナー等の開催

13

2. 事件手続の円滑な進行

コロナ禍での事件手続の円滑な進行については、公調委における対応例をあげると、①申請人及び被申請人に期日の出席者数を可能な限り抑制するよう要請していること、②出入口を常時解放し、ドアノブ、テーブル・椅子等を使用前後に拭き取り清掃するなど、控室や期日を開催する部屋の換気や消毒に努めていること、③マスク着用の要請や手指の消毒など、期日に出席する方に協力をお願いしていること、④3密や飛沫の防止のため、期日の際の座席配置を工夫したり、アクリル板を設置していること、⑤期日以外の当事者ヒアリングや委員との打合せについて、電話会議やウェブ会議を活用していることである。

2. 事件手続の円滑な進行

公調委における対応例

- 1. 期日の出席者数の抑制**
 - ✓ 申請人及び被申請人の出席人数を可能な限り抑制するよう要請
 - ✓ 必要に応じて大型の会議室で座席間隔を確保（最低1mを確保）
- 2. 期日を開催する場所（控室を含む）**
 - ✓ 窓がある場合は、常時開放するか、1時間に2～3回程度開放
 - ✓ 出入口を常時開放（当事者に換気について事前同意を得る）
 - ※ 出入口付近に職員を配置し、非公開の原則に反することのないよう留意
 - ✓ ドアノブ、テーブル・椅子等を使用前後に拭き取り清掃
- 3. 期日に出席する者の対応**
 - ✓ マスク着用の要請
 - ✓ 発熱等がある場合は、期日に出席しないよう強く要請
 - ✓ 出入口に消毒液を用意し、手指を消毒
- 4. 期日の座席配置**
 - ✓ 出席者の間に一定の距離を保つよう座席を配置
 - ✓ 必要に応じてアクリル板を設置
- 5. その他**
 - ✓ 期日前の当事者ヒアリング等において電話会議・ウェブ会議を活用



3. 公害紛争処理制度の周知・広報

昨今、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、在宅時間が増え、騒音を始めとする公害苦情が増えていると聞いている。

公調委としては、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報を得られるよう、制度の周知に努めている。特に身近な公害でお困りの方への案内として、お住まいの市区町村の公害苦情相談窓口への案内に努めており、リーフレットを更新したり、政府広報番組を作成したところである。

政府広報番組の動画については、公調委のホームページにリンクを張っているのので、住民への制度の周知に御協力をお願いしたい。

3. 公害紛争処理制度の周知・広報①

公害でお困りの方が、必要な情報を必要なときに得られるように

① リーフレットの更新

- イラストを中心に全面リニューアル
- 公調委HP掲載のデータは転載可
- 今秋を目途に全自治体へ送付予定

② 政府広報（動画コンテンツ作成）

政府インターネットテレビ（R2.7.10公開）
『身近な騒音や悪臭などに困ったら、気軽に市区町村等の相談窓口へ』

政府広報テレビ番組（R2.3.7放送）
『暮らしの中の「公害」を解決！～公害苦情相談窓口』

公調委では、昨今のスマートフォンの普及状況を踏まえ、公害でお困りの方がインターネットで解決方法を検索することに対応するために、公調委ホームページの見直しに力を入れている。

特に公害苦情相談窓口については、公調委ホームページに全国の都道府県・市区町村窓口一覧を掲載するなど、利用者目線での改善を図ってきたところである。

都道府県の御担当者の皆様におかれても、管内市町村における公害相談窓口の周知について積極的な協力をお願いしたい。

3. 公害紛争処理制度の周知・広報②

③ HPの見直し

- 政府広報にあわせて、全都道府県・市町村の公害苦情相談窓口を公調委HPに掲載
- 公害でお困りの方に向けた情報を体系的に整理
※公調委HPの随時見直しを実施

【参考】公害苦情相談窓口等をホームページに掲載している管内自治体の割合

出典：公害調整委員会ホームページ
(※各自治体からのHPリンク登録に基づく調査)

4. 自治体担当職員の育成支援

公害紛争の前段階として発生する苦情への、より良い対応について支援することにより、公害紛争処理事件になる前に解決を目指すとともに、解決できなかった場合には調停の制度があることを周知いただくためにも、自治体担当職員の育成支援が重要であると考えている。

各都道府県においては、新型コロナウイルス感染拡大のため、研修を中止したり、参加人数を絞って実施するなど、予定どおり研修を開催できない自治体が多いと聞いている。

公調委としてもそのための支援として、都道府県主催研修会への公害苦情相談アドバイザー等の派遣のほか、機関誌「ちょうせい」で行う「誌上セミナー」やホームページの拡充を行っている。

また今後、アドバイザーや外部有識者を講師として行うウェブセミナーや各種勉強会を実施する企画を検討している。皆様もこれらを活用して、職員の育成支援に努めていただきたい。

また、皆様方との連携については、当委員会としても力を入れていきたいので、手伝ってほしいということがあれば遠慮なくお申し出いただきたい。

4. 自治体担当職員の育成支援

公害紛争・苦情処理担当職員の育成支援

① アドバイザーによる支援

- 都道府県主催研修会へのアドバイザー派遣

② 機関誌「ちょうせい」の活用

- 誌上セミナー「騒音・低周波音について」の連載
- 環境・公害関連の最新政策の紹介

③ 公害等調整委員会HPの拡充

- 「地方公共団体の皆様へ」のページの拡充
- 「3分でわかる公害紛争処理制度」の掲載

④ ウェブセミナー・会議の開催

- アドバイザーや有識者による講演をウェブセミナーで実施（企画検討）
- 公害紛争事例紹介、各種勉強会をウェブ会議で実施（企画検討）

5. 行政手続における押印の見直しの検討

押印の見直しについては、「骨太の方針」などの閣議決定に基づき、現在、政府部内において、検討が行われているところである。

公害紛争処理関連については、基本的に押印は全て廃止する方向で検討している。都道府県が行う調停手続については、申請書、参加申立書への押印が政令で規定されているが、この2つについても廃止する方向で検討している。

いずれにしても政令改正が必要な事項でもあり、今後の動きについては、皆様にも前広に情報を提供させていただきたいと考えている。

5. 行政手続における押印の見直しの検討

- 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）抄
書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。
- 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）抄
6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し
各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（注）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

6. 公害紛争処理法等の改正

地方分権推進に係る地方自治体からの改正提案に応え、公害審査会を置かない都道府県の公害審査委員候補者の委嘱期間の見直しを行うため、公害紛争処理法等の改正を行った。

本年6月に公布・施行されているので、御承知置き願いたい。

6. 公害紛争処理法等の改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第10次地方分権一括法)(総務省閣連発:公害紛争処理法の一部改正)

現行制度の概要及び経緯

- 公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行うための、地方の機関として、都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県公害審査会を置くことができる(公害審査会の委員の任期は3年)。
また、公害審査会を置かない都道府県においては、同法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。
- 令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から、委嘱手続の事務負担の軽減のため、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より短い期間とすることについて提案があった。

改正内容

- 地方公共団体からの地方分権推進及び公害審査会委員の任期が3年であることを踏まえ、公害審査会を置かない都道府県においては、
①「毎年」又は②「1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに」
公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成できるようにするため、第10次地方分権一括法により公害紛争処理法を改正。
- 上記改正により、公害審査会を置かない都道府県においては、地域の事情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となり、委嘱手続の事務負担の軽減に資する。
- 施行日：令和2年6月10日

<第10次地方分権一括法について>

「提案募集方式（地方の発議に誘導した取組を推進するため、平成20年度から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に際する対応方針」（令和元年12月15日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定等への事務・権限の移譲や地方公共団体に對する業務移付、移付の見直し等の関係法律の整備を行った。

公害紛争処理法及び同法施行規則の新旧対照表

改正前	改正後
<p>改正前</p> <p>○ 公害紛争処理法 抄 (公害審査委員候補者)</p> <p>第18条 審査会を置かない都道府県においては都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。</p>	<p>改正後</p> <p>○ 公害紛争処理法 抄 (公害審査委員候補者)</p> <p>第18条 審査会を置かない都道府県においては、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。</p>
<p>改正前</p> <p>○ 公害紛争処理法施行規則 抄 (委員等の名簿)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨</p> <p>三 任命又は委嘱の年月日及び任期満了の日</p> <p>【新設】</p>	<p>改正後</p> <p>○ 公害紛争処理法施行規則 抄 (委員等の名簿)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨</p> <p>三 任命又は委嘱の年月日</p> <p>四 任期満了の日又は委嘱期間の満了の日</p>

【参考】

「第50回公害紛争処理連絡協議会」の資料については、公害等調整委員会のホームページに掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html

